

厚生文教常任委員会

平成26年6月26日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年6月26日(木) 午前9時30分 開会
午後2時40分 閉会
2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室
3. 出席した委員
- | | | |
|------|-----|-----|
| 委員長 | 西井 | 覚 |
| 副委員長 | 白石 | 栄一 |
| 委員 | 内野 | 悦子 |
| 〃 | 増田 | 順弘 |
| 〃 | 藤井本 | 浩 |
| 〃 | 西川 | 弥三郎 |
- 欠席した委員 なし
4. 委員以外の出席議員
- | | | |
|----|----|----|
| 議員 | 川村 | 優子 |
| 〃 | 岡本 | 吉司 |
| 〃 | 吉村 | 優子 |
5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
- | | | |
|-------------------------------|----|-----|
| 市長 | 山下 | 和弥 |
| 副市長 | 杉岡 | 富美雄 |
| 教育長 | 大西 | 正親 |
| 市民生活部長 | 芳野 | 隆一 |
| 環境課長 | 西川 | 博史 |
| 〃 補佐 | 竹内 | 和代 |
| 新庁建設準備室長 | 巽 | 重人 |
| 〃 補佐 | 植田 | 和明 |
| 新庄クリーンセンター所長兼
當麻クリーンセンター所長 | 増井 | 良之 |
| 保健福祉部長 | 山岡 | 加代子 |
| 健康増進課長 | 水原 | 正義 |
| 〃 補佐 | 松山 | 神恵 |
| 教育部長 | 田中 | 茂博 |
| 教育総務課長 | 西川 | 信明 |
| 〃 補佐 | 高津 | 和司 |

学校教育課長	井上昌典
学校給食センター所長	高橋一馬
〃 主幹	松田和男
當麻文化会館長兼	
新庄文化会館長	大谷肇
〃 主幹	森本美起代
上下水道部長	川松照武
総務部長	山本眞義
総務財政課長	安川誠
都市整備部長	生野吉秀

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第28号 工事請負契約の締結について（葛城市学校給食センター建設工事）
- 議第29号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造工事）
- 議第30号 工事請負契約の締結について（葛城市立當麻小学校南棟大規模改造工事）
- 議第31号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- （1）新クリーンセンター建設にかかる諸事業について
- （2）葛城市学校給食センターについて

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。6月議会、大変お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。私事ではございますが、この前からちょっと体調を崩しまして休ませてもらっておりますが、まだ若干、体調が万全とは言いかねますので、皆さん方、よろしくご協力のほど、会議を進めてもらいたいと思いますので、どうかよろしくご協力のほどお願いいたして、開会の挨拶とさせていただきます。

委員外議員の出席は、吉村議員、岡本議員、川村議員でございます。

一般の傍聴が2名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

お知らせいたします。本日の委員会開催に当たり、理事者側より、契約締結事件の説明の関係上、総務財政課の職員を同席させてほしい旨の申し入れがございましたので、白石副委員長とともに相談させていただいた結果、これを許可させていただいております。また、新市建設計画事業推進委員会の副委員長である生野都市整備部長の同席についても申し入れがございましたので、こちらについても同じく許可させていただいております。委員の皆さんにおかれましては、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここでお諮りいたします。

議第28号、工事請負契約の締結について（葛城市学校給食センター建設工事）、議第29号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造工事）及び議第30号、工事請負契約の締結について（葛城市立當麻小学校南棟大規模改造工事）の3議案につきましては、一括質疑でし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をすることに決定いたしました。

議第28号から議第30号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

田中教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の田中でございます。

ただいま議案となりました議第28号から議第30号までの3議案につきまして、一括して提

案理由の方を申し上げます。

最初に、議第28号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市学校給食センター建設工事についてでございます。本工事につきましては、新市建設計画に基づき進めております学校給食センターの老朽化した施設と設備の充実を図るために、新たな学校給食センターの建設をいたすものでございます。建物の構造及び規模は、鉄骨づくり、一部2階建てで、延べ面積は2,313.90平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成26年6月4日に総合評価落札方式により一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、村本建設株式会社が落札しましたので、契約金額13億4,676万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議第29号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造工事についてでございます。本工事につきましては、新市建設計画に基づき進めております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場につきましては、建築より30年以上が経過しており、老朽化が激しいため、大規模改造工事をしようとするものでございます。校舎の構造及び規模は、鉄筋コンクリートづくり、4階建てで、延べ面積は1,831平方メートル、屋内運動場の構造及び規模は、鉄骨づくり、2階建てで、延べ面積は1,500平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成26年6月4日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施しました結果、3社が応札し、株式会社森組が落札いたしましたので、契約金額2億4,786万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

最後に、議第30号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立當麻小学校南棟大規模改造工事についてでございます。本工事につきましても、新市建設計画に基づき進めております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の當麻小学校南棟につきましては、建築より30年以上が経過しており、老朽化が激しいため、大規模改造工事をしようとするものでございます。校舎の構造及び規模は、鉄筋コンクリートづくり、2階建てで、延べ面積は1,947平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成26年6月4日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施しました結果、3社が応札し、村本建設株式会社が落札しましたので、契約金額1億8,468万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 ただいま田中部長の方からご説明がありました学校給食センター建設工事に係る議第28号の工事請負契約について、葛城市立新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造工事に係る議第29号の工事請負契約の締結について、さらに、葛城市立當麻小学校南棟大規模改造工事に係る議第30号の工事請負契約の締結について、若干お伺いしてまいります。

条例の規定におきまして、議会の議決を要する契約というのはそんなにたくさんあるわけ

ではありませんので、この機会に入札手続並びに契約の締結等についてお伺いしておきたい、このように思います。

まず、総合評価方式の一般競争入札が採用されているわけであります。入札そのものが、法の規定、第234条の規定であったと思うわけでありますけれども、一般競争入札が基本であって、指名競争入札あるいは随意契約、競り売り等は、政令に定める場合にのみ認められる、こういうことです。一般競争入札の採用というのは、これは何よりも競争性ですね。さらに、公正な競争、透明性等々、契約の締結について、地方自治法はそのことを原則にして定められているということであります。しかし、現実的に、一般競争入札でやりますと、何の資格要件もなければ、不信用、不誠実な業者が入札に参加するということでありますので、そこはいろいろ資格要件を定める、あるいは総合評価方式のように技術評価を含めて評価をする、こういうことになっているわけであります。しかし、この入札結果を見れば、多いところで3社、実際に3社で入札を行っているけども結局無効になっているというふうなことで、事実上2社、3社という形の結果になっているんですね。非常に競争性が問題だなというふうに思います。このことを質問の基調にして具体的に伺ってまいります。

まず、入札に当たって公告をされています。その公告の中の、入札参加のための必要な資格ということを決めているわけでありますが、その中で、総合評定値1,100点以上、こういうことで設定されております。これは相当な高い評定値だというふうに思うわけでありますけれども、給食センターも、小学校、中学校の大規模改造とも、同じ1,100点ということになっているわけでありますが、それぞれどのような根拠に基づいてこの1,100点という評定値を定められたのか、まずお伺いしておきたい。

それから、最低制限価格についてであります。それぞれ3件とも最低制限価格が設定されております。12億円に余る予定価格の給食センター、10分の1以下とは言わないけれども、5分の1から6分の1、新庄中学校2億5,500万円、當麻小学校1億9,000万円、繰り返しますが、給食センターが12億6,530万円、このような大きな予定価格差があるわけであります。これらの最低制限価格の設定の考え方、計算してみますと、それぞれ予定価格の90%という形で設定されている。これはどのような考え方、根拠によるものか、お伺いしておきたい。

そして、落札率についてであります。昨今、東日本大震災以降、資材の高騰や人件費の高騰等、入札価格が高くなって、予定価格を上回るというようなことがありますけれども、しかしこの間、政府は地方自治体に対して、それぞれの単価の見直しをし、やってきているわけでありますけれども、給食センターについて96.64%、新庄中学校については、これはもう最低制限価格ですね、90%、當麻小学校についても最低制限価格と同額、90%で落札しているわけあります。この点をどのように評価されているのか。最低制限価格そのものが適正なのかということも含めての議論もしたいと思っておりますけれども、とりあえずその3点についてお伺いしたいと思います。

西井委員長 課長。

安川総務財政課長 総務財政課長の安川でございます。よろしくお願いたします。

まず、1点目の入札参加資格に伴います総合評定値の1,100点の内容についてでございます。

す。入札参加資格の中には、それぞれ業者の資格あるいは施工実態等を勘案して設けるわけですが、この総合評定値につきましても、各企業が公共工事を請け負うに当たって、公的な機関でこの総合評定値を決めていただいているわけですが、この総合評定値につきましても、過去、学校等におけます大規模改修等の入札に係る工事におきましても、総合評定値1,100点ということで設定させていただいております。これは、余りこの点数を下げますと、優良な企業が入っていただけないこともあります。また、この点数を逆に上げますと、余り参加する業者が少なくなるということも想定できますので、従前のことも配慮した中で、この1,100点というのを定めさせていただいておりますのが現状でございます。

もう1点、最低制限価格の設定方法についてでございます。これにつきましては、1つは県の設定率、具体的に申し上げますと、設計金額は4つの項目に大きく分かれるわけですが、1つは直接工事費、もう一つは共通仮設費、もう1点が現場管理費、あと一般管理費と、こういう大きな4項目に分かれるわけですが、このそれぞれの額に一定の率を乗じるわけですが、昨年の6月から奈良県は率を訂正されております。直接工事費につきましては95%、共通仮設費につきましては90%、現場管理費につきましては85%、一般管理費につきましては55%、これらそれぞれの率を乗じて、それに対する予定価格に応じた率を掛けた上で、1,000円未満を切り捨てております。実際、これに消費税相当分の100分の108を掛けた額が予定価格となるわけですが、先ほど副委員長がおっしゃいましたように、90%になっているケースがあるということでございます。実際、最低制限価格を設けるに当たって、算出した額が予定価格の9割を超える場合に当たっては90%、また、70%に満たない場合は70%を限度として最低制限価格を設けているのが現状でございます。今回の90%というのは、この90数%に計算上、上がりましたことによりまして、そのマックスであります予定価格の90%ということで最低制限価格を設けているのが現状でございます。

あと、落札率についてでございますが、これは各企業が自社の積算に基づきまして計算を出された額によりまして、一概に率が高い、低いとも言いにくいところもあるんですが、入札の状況あるいは総合評価でやっている以上、定数が出てきますので、それに応じた積算に基づいて入札額を入れられていることによる率と思われるので、学校給食センターにつきましては98.55%です。それと、両学校につきましては90%となっております。これは最低制限価格に落ち着いているわけなんです、98.55%が若干高めではあるんですが、これはそれぞれの会社が積算された結果と思われるので、このような数字であらわれているというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 それぞれ安川課長の方からご答弁をいただきました。総合評定値、評価点について、2つの側面から評価をして設定されると。やはり優良というか、有能な企業の参加を求めていくということ。しかし、余り高すぎると、やはり企業が、事業者が入札に参加できない、こういうことになっているということでもあります。そしてまた、これまでの小、中学校等の大規模改造耐震工事に当たって、1,100点であったと、こういうふうに聞いているわけであ

りますけれども、そうであったかどうか私も記憶にないんですが、1,100点だったかどうかというのは疑問に思っているわけであります。いずれにしても、総合評定値が高いことによって、確かに良質な工事が行われるということは一定担保できるだろうということになります。しかし、広く地元業者を育成し、事業者として地域社会に貢献できるようにしていく、これも地方自治体の工事発注の1つのあり方であります。地元優先とか、いろいろ言われるところですね。そういうところとの接点をどこに求めるかということであります。気になるのは、まさに参加が少ない。指名競争入札で、大体普通これまででしたら5社ぐらいを指名し、競争入札を実施するわけですね。それが指名競争入札よりも参加が少ないということは、どこに原因があるのか、やはり見なきゃならないと、こういうふうに思うんですね。その1つが、私はこの総合評定値の設定の仕方にあるというふうに今考えております。結局、課長が答弁された、参加が少なくなることも配慮して決めていると、しかし、結果として参加が少ないわけですよね。そのことに対して、この間、確かにそういう傾向にあります。しかも、業者の偏り、指名競争入札と同じように参加する業者が偏ってきているということがあります。これらについて、どのように改善するために取り組まれているのか。このたびは参加社が少ないということに対してどのように評価をされているか、お伺いしたい。そして、1社の名前を出してするのは失礼に当たるかわかりませんが、あえて勇気を出して言います。鍛冶田工務店は、現在把握されている評定値は幾らですか。ちょっと教えていただきたいと思えます。

次に、最低制限価格についてであります。この最低制限価格については、設定するかしないかということから大いに議論してまいりました。超低価格の入札によって、本当に品質があるいは末端の下請の職人の労賃がちゃんと出るのかというふうなことから、一時期そういうことがありました。しかし、現実にはそういう状況にはありません。逆に単価を引き上げてきて、やってきているわけであります。私はこの間、工事請負契約について議論をしてきた中で、よくオンブズマン等が言ってきたのは、90%台というのはまさに談合なんだというふうに言われて、私もそのとおり、90%以上については、これはもう談合されていると言わざるを得ないという状況があるということで議論してまいりました。しかし、先ほどの課長の答弁では、このたびの最低制限価格の設定では、いずれもかどうかわかりませんが、県の設定率を変えたということ当てはめて計算をすれば90%を超えると、超えるから90%にしていると、こういう話ですね。これまでの議論から、最低制限価格そのものが90数%になる、予定価格の90数%になるとするのは、これはちょっと信じがたいことです。少なくとも私は、70%から90%と言いましたね、真ん中。そら、土木や建築、電気工事で違うと思います。しかし、やはり真ん中を基準に上下になっていくんではないか、私はこういうふうに思うんですね。90%台で最低制限価格が出て、90%で切っちゃうというのは、これはいかがなものかというふうに思います。この点、どのように県は考え、また、市はこの結果について、90数%、90%でした、この所見をお伺いしておきたいというふうに思います。落札率に対する評価です。給食センターは98.55%、ちょっと私、計算を間違えました。96.64%やと思っていたんですが、改めて98.55%、非常に高い落札率ですね。地方自治法の工事の契約の締結

等について規定された趣旨と全く異なる結果が出ている。我々は、最少の経費で最大の効果を得るという形を実現するために、こういう入札の方法を規定しているわけですね。それが結果として98.55%になると。さらに、新庄中学校、當麻小学校は、最低制限価格90%に張りついて、技術評価点によって決まっちゃっているわけですね。こういう2つの側面、まず最低制限価格が低すぎる。やっぱり基準に問題があるんじゃないかということですね。この点について、これは各企業が自社で積算をしてやっているということでありまして、しかし、やっぱりこれは競争入札ですから、競争をして、企業努力をして価格を入れてもらうということにしないと、これは全く法の趣旨、入札をやっている値打ちがないわけで、これをどのように評価し改善するという考えを持っているか、お伺いしておきたいと思います。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 まず、端的に申し上げますと、ご質問いただいております企業につきましては、以前1,200点台だったと思います。最近1,300点に上がったということで認識しておるところでございます。

今回の入札参加業者が少なかったということのご質問でございます。昨年度から、東北の方からも震災がいよいよ復興に着手されたということで、資材の高騰、それから人夫の不足、受注が多くなりまして、昨年度一年間の中では、やはり景気高揚等がございまして、それぞれ今まで抱えている責任のある現場代理人、それが現場にも張りつく義務が設定された等によりまして、仕事はありながら技術員が確保できない、また下請等の準備ができないということで、おおむね不落になったというふうな状況が続いてまいりました。私どもでも、ご承知のように新庄小学校の通路が不落になりまして、せっかくの予算を執行できなかった、改めて単価を入れかえて請負いただいたというふうな経緯がございます。平成25年度の執行に関しましては、我々が評価いたしますのは、資材の高騰と需給のバランス、その部分が、今現在大手の企業に関しましての受注の機会を少なくしているのが1つの原因だろうというふうに理解しているわけでございます。総合評価方式というのはやはり、今までからご存じのように、指名競争入札、一般競争入札、そして総合評価方式ということで、論理的にまいりますと、やはりこの方式が一番合理性を保っておるんだろうというふうなことで思われておるわけでありまして。また、最低価格につきましても、我々から言いますと、90%を保つということが、これはやはり国、県の指示した一定の計算方式がございまして、その計算方式に基づいて設定させていただくようなことでございますので、今現在、その件に関しまして評価につきましては、我々、昔からの執行しておる職員につきましては、白石副委員長と同じ考えを持っておる部分がございます。しかしながら、予定価格におきましても、設計価格と今はイコールというふうな国交省、また総務省からの通達、指示がございまして、今までは地域の需給バランス等々を踏まえまして設定していたものが撤廃されるというふうなこと、これはやはり、建設業の健全な育成と、現場従業員に対します賃上げの助長ということもこの背景にはあろうというふうなことが、我々としての本音でございます。

以上でございます。

西井委員長 部長。

生野都市整備部長 業者選定委員会の副会長としての立場で、先ほどの白石副委員長の中の、参加者数が少ないという中でどのように検討しているかというようなご質問であったかと思しますので、そのことに関して答えさせていただきます。

総合評価落札方式にいたしましては、この3案とも、合計点数で加算点が19点という設定をいたしておるわけございまして、その配点を簡単に申し上げますと、品質管理と施工計画で12点、そして表彰で0.5点、ISOで1点、配置予定技術者の過去の工事実績が2点、そして地元精通度ということで、葛城市の発注工事に過去15年間で元請があった場合につきましては2点、国、県の工事で葛城市内で工事実績があれば1点、そして社会貢献、地域貢献では、国交省と奈良県との災害協定を締結すれば1点ということで、施工計画が12点、企業の施工実績が7点となっておりますわけございまして、この中で、会議の中で大きく議論いたしておりますのは、葛城市内の過去実績が2点と大きく点数にあらわれておりますので、今後は、奈良県に関しましては、これにつきましては0.5点ということで聞いております。参加者数が少ないというのもこの点にあるかという中で、今現在、検討いたしておるわけございまして、この2点を今後、県と同じような0.5点にするかと、今議論の最中でございまして、県は0.5点ですので、県と同じくにするかというのを今議論中でございまして、今後は者数が多く参加していただくために、この2点を0.5点に下げっていくのが参加者数が増えるかなという議論を行っておりますので、そういう検討を今現在、者数が少なかったことに対して協議をしているということでございます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 副市長から、それなりに詳細なご説明をいただきました。やはり災害があったり、経済の動向によって、入札事務そのものが非常に左右されてきたという歴史があるわけで、私は、そういう状況に合わせて入札の制度そのものも臨機応変に変えていくべきだという考えを持っています。副市長の説明も、それなりに現状からすれば理のあるものだというふうには思います。しかし、結果として、我々が求めている、法が求めている状況になっていないということは真摯に受けとめておかなきゃならない。それは原因がどこにあるのかというのは、私は1つは、先ほど言いましたように、総合評価値の設定のあり方、あるいは最低制限価格の設定のあり方、そして、この総合評価方式の問題点があるのではないかというふうに思います。先ほど具体的な中身はお聞きしました。お答えいただきました。1,300点。

(「1,372点」の声あり)

白石副委員長 1,372点。どうして、じゃあ、参加しないのかということになるんですね。やはり、これまで最低制限価格がなかったときは、60%台、70%台で勉強してやっていただいた。仕事もいい仕事をしていただいている。しかし、実態はわかりませんよ。そら、賃金が値切られるかわかりませんよ。しかし、そういうふうな業者が参加しなくなっているというのは、これはやはり総合評価の技術評価点が私は大きな原因になっている。この3件のうち2件は最低制限価格に張りついて、技術の評価点によって決まっているんですね。98.55%の学校給食センターについても、設定入札価格が何ぼほど違うんでしょうか、1,900万円ぐら

い低く入れていても、技術評価点によって逆転して、1,900万円高い業者が落札すると、こういう結果になっているんですね。生野部長が言ったように、やはりこの評価点が2点と0.5点というのは大きく変わってくるというふうに思います。きょう、せっかく来ていただいたから、評価点の中身について聞こうと思っていたんですが、時間がだんだん押してきていますので、そこは一応省いておきたい。これはまたお聞かせいただければいいというふうに思います。やはり入札参加者が余りにも少ない。ここはどこに原因があるのか。ここをきちっと評価、分析をしていただきたい。総合評価方式そのものを試行的に実施して、今、本格的に実施されている、そういう中でこのような到達点になっているということに対して、私は言ったように、経済情勢や社会の情勢を鑑みて入札のあり方を柔軟に考えていく必要があるのではないかと、このように思います。この点はぜひご留意されて、今後取り組んでいただきたいということとあわせて、私も改めてまた、総合評価方式の入札、あるいは予定価格や最低制限価格の公表並びに最低制限価格の設定の問題について議論を深めて、早く改善を図り、法の趣旨、市民の皆さんに本当に負担をかけないように、その上でよい社会資本の整備をしていくということでやっていきたい、こういうふうに思いますので、以上で終わっておきたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 一般的なことで、この3件の請負契約に関してではないんですけども、前々から、地元の建設業者を育てることをやっていたのかというふうなことを機会があるたびに言うてたんやけれども、例えば、今、評価方式をとっておられるのであれば、豊中市なんかは、3億円か5億円かであれば地元業者とジョイントを組んで、それで育てていくというふうなこともやっておられるわけで、今いろんな経済情勢があって、葛城市内の土木業者は何ぼか育っているんでしょうけども、建設業者というのが、その時々々の経済情勢もあつたけれども、ちょっとした施工能力のある会社というのが育っていないようなところもあるので、そういうふうなことを、今いろんな市の仕事は、耐震も含めていろいろと、仕事量もあれなんですけれども、そういうふうなことも考慮に入れた、育て上げるというふうなことも含めて、今後やっぱり考えていつていただけるのかどうか。そこらは、僕は1年ほど前から、そういうふうなことを考えているのかというようなことを言うてたんやけど、そこらはどういうふうに。やっぱり参加する機会がなければ経審にも上がらんし、いつまでも参加していかれへんというふうなところになるので、そこらを今後どういうふうな方式がええのんかご検討いただけるのかどうか、返答いただきたい。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 以前から、市内業者、特に建設業にかかわる業者につきましての育成ということにつきましては、業者選定委員会でも何度も議論させていただいております。今、大手とのJVというふうなことも含めまして検討しておるわけでございますが、いかんせん、市内におきます業者とのJVを義務づけますと、ご存知のように、市内のJVを組むべき私どもの市内業者が少のうございまして、それを義務づけるということになりますと、大手の参加がなかな

か見込めないであろうというふうな見通しを今持っております。また、業者数が少ないために競争性が損なわれるであろうというふうなことも危惧するわけでございます。しかしながら、総合評価になるまでの1億円の部分につきましては、それぞれ柔軟な対応をさせていただきまして、その金額の参加するランクにつきまして、総合的な中での、AとBじゃなしにBとC、CとE等の交流も含めながら、幅広い金額の設定をさせていただきまして、その改善に努めさせていただいております。今後も何らかの状況を考えまして、特に建築にかかわります業種に関しましての業者育成の方法も、我々としましては重要な課題かなというふうに認識を持っております。また改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただいております議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正について、全体といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億4,445万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億2,554万5,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。継続費の補正でございます。4款衛生費、2項清掃費、地域循環型社会形成推進事業費で、補正前の額といたしまして、総額52億580万円、年割額、平成24年度、5億7,100万円、平成25年度、31億580万円、平成26年度、15億2,900万円。補正後といたしまして、総額57億6,180万円、年割額、平成24年度、5億7,100万円、平成25年度、31億580万円、平成26年度、9億4,000万円、平成27年度、5億7,250万円、平成28年度、5億7,250万円に変更するものでございます。

次に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進事業費、7節賃金で2万8,000円の増額、11節需用費で79万7,000円の増額、12節役務費で108万3,000円の増額、13節委託料で1,005万4,000円の増額、19節負担金補助及び交付金で2万9,000円の増額でございます。

めくっていただきまして、11ページ、2項清掃費、4目地域循環型社会形成推進事業費、13節委託料で4,400万円の減額、15節工事請負費で5億4,500万円の減額でございます。

次に、12ページ、8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、18節備品購入費で53万9,000円の増額。5項社会教育費、6目文化会館費、7節賃金で115万6,000円の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は1億9,460万9,000円の減額でございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金で30万

2,000円の減額でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、4目雑入、2節雑入では、太陽光発電電力売却収入で12万円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

西井委員長 ただいま説明願いましたが、引き続いて芳野市民生活部長の方から、お手元にお配りさせていただいております資料に基づき追加説明があるということでございますので、説明を求めます。

芳野部長。

芳野市民生活部長 そのように申しておったんですけれども、後ほどの方で説明させていただきますので、今のところは省略させていただきます。

西井委員長 それでは本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 私の3月度の一般質問を早速補正予算に取り入れていただき、ありがとうございます。ここで福祉部長にお尋ねいたします。

10ページの4款4目の13節、子宮がんと乳がんの平成21年度から平成25年度の未受診者に再度クーポン券を送っていただけるということなんです、どれぐらいの時期に送っていただけるのか、また、子宮がん、乳がんそれぞれ、このクーポンを再度送っていただく未受診者の、クーポンを送っていただける数を教えていただけたらと思います。それと、平成26年度、20歳、子宮がん検診、40歳、乳がん検診にクーポン券を送っていただくことになっておりますが、このクーポン事業を平成21年度からしておりますが、確かに受診率が上がっております。できればまた5歳刻みのクーポンの実施をお願いしたいなとも思っております。まずは先ほど言った未受診者へのクーポン券の時期と、あと人数を教えてくださいと思いますので、よろしくお願いたします。

西井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

先ほどの質問でございます。今回、女性の働くためのがん検診推進事業という形で、過去、平成21年度から平成25年度まで、女性の方に5歳刻みで5年間やってきておりました。その方を対象に、クーポン券事業の未受診者の方に勧奨するわけですが、平成25年度、乳がん、子宮がんにつきましては2年に1回という形で国が定めておりますので、平成25年度は除く平成21年度から平成24年度の4年間の対象者で、クーポン券を使わなかった未受診者の方でございます。その人数につきましては、乳がんは対象が836人、子宮がんにつきましては811人でございます。

それと、クーポン券の送付時期でございますが、議会が終わり次第、すぐに印刷をやり、7月中旬ぐらいには再勧奨の通知をさせていただきます。それと、またその方について、未受診者の方につきましては、年末ごろ再勧奨という形ではがきを送らせていただく予定をしております。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 議第31号の平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）について、若干お伺いしてまいりたい。

まず、6ページの第3表、継続費補正の変更についてお伺いしておきたいと思います。補正前の額から5億5,600万円が増額されて、補正後57億6,180万円ということになっておりますけれども、これはどのような理由、内容によって5億5,600万円の増額になっているのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、歳出の11ページ、4款衛生費、2項清掃費の4目地域循環型社会形成推進事業費についてであります。委託料において4,400万円が減額されております。さらに、工事請負費について5億4,500万円が減額されております。これは3月の当初予算においてはどうなっていたかと言いますと、委託料については、説明のとおりクリーンセンター建設施工監理業務委託料として4,500万円が計上されておりました。3月に予算を組んだんですね。それが、この6月に4,400万円の減額ということでもあります。そして、工事費についても、3月の当初予算において15億700万円、それが、もうこの6月の時点で5億4,500万円を減額し、9億6,200万円なんですか、このような減額補正がされるということは、私は本当に異例なことだと、経験のないことでもあります。継続費の設定とあわせて、この減額補正の中身について、当初予算との関係について、わかりやすいようにご説明していただきたい。本来、官庁会計というのは現金主義で、入と出がわかりやすい、そういうのが原則です。これではさっぱりわからない。当初予算からしても、どうやったんだというのがわからない。この点、まずお伺いしておきたい、このように思います。

それから、簡単なこととお伺いしておきたい。12ページの8款の教育費、2項の小学校費の学校管理費、庁用備品購入費53万9,000円、これも6月になって計上されてきている。あわせて、文化会館費で、報酬あるいは賃金において、ここでもまたやりくりをされているわけでもありますけれども、この内容とその理由についてお伺いしておきたいと思います。

西井委員長 課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。よろしく申し上げます。

8款の庁用備品の購入費の件でございますが、新庄小学校の牛乳の保冷庫の方が、新年度になって調子が悪くなってまいりました。一定温度に保てないということになりまして、業者を早速呼んで見てもらいましたが、既に購入以来15年以上経過しておりまして、修理部品ももうありませんというお答えでございまして、もうどないもできませんということで、これから暑くなってまいりますので、牛乳の傷みを考えますと、やはりこの時期に補正をお願いして、新しい冷蔵庫を入れてやらないといかんということで、今回お願いしたところでございます。

以上です。

西井委員長 館長。

大谷新庄文化会館長 おはようございます。文化会館の大谷でございます。

賃金の補正でございますが、平成26年3月をもちまして嘱託職員が1名退職となりまして、その補充といたしまして、当初予算では嘱託職員の採用を予定しておりましたが、当館が希望する人材を採用することができませんでしたため、急遽、臨時職員の採用を決定し、このたびの補正予算への計上をお願いしている次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 室長。

巽新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石副委員長からの質問でございますが、継続費の部分と現年予算の分と両方ございまして、今回の新クリーンセンター建設事業に係る補正予算としましては、先ほどご質問いただいた補正予算書の6ページの継続費の部分と、それから11ページの現年予算の減額、またそれ以外に、それに伴う歳入の減額という形になろうと思います。その概要としましては、まず継続費の事業年度を、平成24年度から平成26年度の3年から平成28年度までの5年に延長させていただく、そして、さらに予算の増額をお願いするというものでございます。そのためには、1つは3年から5年とするための年次割の見直し、そしてもう一つは、工事追加契約に必要な不足額の増額補正という形になります。

お手元の方に、継続費補正予算資料ということを一枚ものの資料でお配りさせていただいておりますので、それについて説明させていただきたいと思っております。A4の横の資料でございます。この資料につきましましては、左側に補正前、そして右側に補正後という形で記載させていただいております。補正前としまして、平成24年度から平成26年度までの3カ年で、内訳としまして、工事請負費としましては合計50億5,580万円、そして、委託料としましては1億5,000万円、合計としまして52億580万円を計上させていただいております。今回設計変更が出てまいりまして、その結果、工事期間の延長並びに増額ということをお願いしたいと考えておりまして、期間を2年間延長して、右側でございますが、補正後の分としましては、工事請負費として合計56億1,180万円、委託料として1億5,000万円、合計で57億6,180万円としております。その内訳としましては、本体工事に係る工事請負費、それと、施工監理に係る委託料がこの事業の中身でございますが、ともに平成26年度予算額から当初の契約差金分、いわゆる執行残でございますが、これが工事請負費で5億4,500万円、また、委託料で4,400万円、この下の表の部分の上から2段目の部分でございますが、この金額でございます。年次割を考えまして、平成27年度、平成28年度の期間延長のために、その金額を平成27年度、平成28年度へ割り振って、さらに工事請負費につきましましては、地下化等に伴う追加設計として追加額が11億100万円必要でございますが、その差額、不足額11億100万円と、執行残の5億4,500万円の差額、5億5,600万円、これが増額の補正の対象となります。そして、その金額を合わせた工事請負費で11億100万円と、それから委託料で残りの残金4,400万円を、平成27年度と平成28年度へ年次割として配分させていただいております。これが継続費の内容でございますが、この継続費を補正したために、現年予算としましては、先ほどおっしゃられた11ページ、この中の地域循環型社会形成推進

事業費に係る委託料で4,400万円、工事請負費で5億4,500万円、これを平成27年度、平成28年度へ送るために減額させていただくという形の予算でございます。

それとまた、細かい部分では、歳入関係で8ページと19ページの交付金、そして一般廃棄物処理事業債の減額もあわせて行うというものでございます。3月当初予算に本来なら計上させていただいた中で、このタイミングでの補正ということじゃなしに、当初予算で対応させていただきかかったというのがこちらの気持ちなんですけれども、ただ残念ながら、その辺の段階では契約変更の金額がまだ不明であったというようなことで、この時期になってしまいましたことで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 説明いただきましたけれども、非常にわかりにくい。私は、この継続費の補正はしなければならないというふうに思いますけれども、実際に、歳出の方の監理業務委託料並びに工事請負費については減額をする必要があったのかどうか、この点、継続費の設定並びに変更補正という観点から、財務当局はどのように考えておられるのかお伺いしたい。確かに、室長の答弁されることはわかりやすいですけれど、それなりにわかりますけれども、聞いて、この資料がないと全くわからない。別に設定の年割額の変更や年次の延長、これはやらざるを得ないじゃないですか、当然。これはそう思いますけれども、実際に、本当にどのように考えておられるのか聞きたい。と言いますのは、この間、厚生文教常任委員会において、クリーンセンターの建設にかかわって、どうしても自然公園法の規定からして、これまで言われていた既存の施設の投影面積の1.7倍から1.0倍にしなければ、これはわかりませんよ、許可がおりないということで、えらいことだということで、どんだけ増嵩するんだということやってきたわけですね。そういうことの集大成として、ここに補正予算が出ているんです。ここから、じゃあ実際に1.0倍になって、地下構造部分が大幅にふえて、工事費が増嵩する、こういうことになるわけで、そのことにかかる費用がどんだけふえるんやというのが本委員会での一番の懸案事項だったじゃないですか。その予算の参考資料、これで初めて、これは消費税込みですか、11億100万円がふえるということがわかりました。そのことによって、設計監理料あるいは工事請負費を減額して、全体のこれまでの収支を合わせて余ったのが5億4,500万円ということで、その余った分と、今回11億100万円になるということからしたら、あと何ぼ要るねんという計算をして5億5,600万円、こういうことになっているということですね。確かに私も、できるだけ早く実施設計をして、そして、どれだけ増嵩するのか早く出していただきたいということでお願いをしてきたわけでありまして。でなければ、我々自身がこの6月定例会においてどう判断するのかということを検討するいとまがないということで、お願いしてきたわけです。そういうことからしたら、一定1.0倍になって地下化にするということで、改めて設計をやり直すということで時間が要するのは理解はできるけれども、私はやはり具体的にわかりやすい補正予算にさせていただきたいというふうに思います。だから、実際にこの11億100万円が新たに、これは設計の結果ですから、価格ですからわかりません、工事請負契約でどれだけ変更で、どれだけ出てくるかわかりませ

んけど、そういうことなんです。こういうことがきちっと補正予算の中でわかるようにしていただかないと審議のしようがないわけで、そういう意味では、制度上そうならざるを得ないのかわかりませんが、非常にわかりにくい。この点、財政当局はどう考えておられるのか、こういう方法でしかできなかったのか、お伺いしておきたいと思います。

西井委員長 部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまの白石副委員長からの質問でございます。継続費の性質に伴います補正といたしましては、先ほど異室長が申し上げたとおりでございます。全体の必要経費を見直した中で、継続費総額の増額、また、年度を見直した中での年割額の変更ということで、それに伴いましての現平成26年度の事項別明細の中で出てまいりますそれぞれの経費につきましては、その年割額に基づいた経費に補正させていただいておると、これが継続費に伴います措置でございます。なお、先ほどの説明の中ではなかったわけですが、既に今月の13日に議会臨時会で報告させていただいた継続費の逓次繰越しということで、本事業を継続費、設定しておる中で、既に平成24年度、平成25年度におきましては36億7,680万円と、こういうことで継続費の年割額を設定しておるわけでございます。うち、平成25年度から平成26年度へ逓次繰越しして繰越した分が29億6,267万7,380円ということで、逓次繰越しさせていただいておる、これが執行ベースにおける財源でございます。これと合わせての中で、年次割額と合わせた中で、先ほどおっしゃっていただいた分を今後消化していくと、こういう状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 白石副委員長。

白石副委員長 財政当局からもご答弁をいただきました。この間の経過からすれば一定やむを得ない、そういうことであるというふうに思いますけれども、何で私がこういうことを言うかと言いますと、ここに6月25日付の奈良新聞の記事が出ております。まさにメインタイトルが、景観、環境に配慮して葛城市が設計変更した。市は当初、旧施設の建替えの範囲内であれば建築は認められるとの立場で、やや大きめの計画をしていた。しかし、県と協議の結果、建物の水平投影面積を新クリーンセンターと同じ1,762平方メートル以内に設計変更することを決めたと、こういうふうにあって、当初の計画で本年度完成の予定だったが、平成28年度まで延長し、建設費も5億5,600万円にふえると、こういう内容なんですね。我々の認識と全く違うことがやっぱり書かれているわけです。これは進入路の造成費、合わせて5億5,600万円ふえるのはわかる。しかし、我々が厚生文教常任委員会で議論してきたのは、地下化によってどれほど焼却施設の建設費が増加するのか、これを抑えてほしいというのがやはりこの委員会の意思じゃないですか。それこそ、特別委員会の委員長であった川西委員長の意思じゃないですか。それが、全く我々の議論、争点が書かれていないということなんですね。それが第1点です。やはり正しく記事を書いてもらわなあかん。ただ、全体は確かにふえているけども、誰かが取材を受けて書いているわけですよ。誰かの意思が記者に伝わって、記者の意思も重ね合わせてこういう記事になったということですから、これは私に聞いてきた

わけじゃないですから、これは行政当局の方に聞いた内容をそのまま書いているというふう
に思わざるを得ないわけですね。この補正予算そのものの内容については置いておきますけ
れども、市は当初、旧施設の建替えの範囲内であれば建築は認められるとの立場で、やや大
きめの建設を計画していた。しかし、県と協議の結果、建物の投影面積を見直して、1,762
平方メートル以内に設計変更することを決めた。こんなことを書かれたら、私たちの立場が
ありませんね。県との協議はずっと以前からやっているんですよ。昨年2月14日、川崎技研
と随意契約によって契約議決を全会一致でやったんですよ。全会一致でやっただけじゃなく
て、推進する決議までし、さらに、県に対しても早く許可してくれるように意見書まで出し
ているんですよ。全会一致でやっているんですよ。私たちは少なくとも、理事者や幹部の説
明を真摯に受けとめて、お互いの信頼関係から契約議案を決議し、意見書を出しているわけ
です。ところが、やや大きめの建物を計画していた。1.7倍で許可がおりると言っていたじ
ゃないですか。私、その当時の全員協議会だったと思います、そのときのメモをまとめた文
書をつくっています。これは9月7日、葛城市議会全員協議会開催、そして、意見書に関す
る報告、説明を受ける、こういうふうに書いています。そして、全員協議会における説明の
概要、これは当時、芳野部長が室長だったと思うんです。それで、私がまとめたから正確で
あるかどうかはわからない。これは指摘していただいたらいいと思う。どういう内容であっ
たかと言うと、この意見書というのは我々が議決した意見書じゃないですよ。原告団が出し
てきたやつだったと思います。意見書のとおり、国立・国定公園内における廃棄物処理施設
の取扱いについての通知は、自然公園の特別地域内において、廃棄物施設の建設は、自然公
園法上の許可は原則として認めないということであるが、通知の第二、一般廃棄物の処理を
するための施設では、略してですね、ただし、廃掃法により一般廃棄物の処理は市町村が行
うべきものとされていることから、略しています、離島など公園区域外において処理施設を
設置することが著しく不合理な場合においては、最終処分場にあつては、規則第11条第35項
に基づき基準の特例の検討を行うものとし、最終処分場以外の処理施設にあつては、その施
設については検討するものとする」と記されている。規則第11条第35項は、その自然的、社
会経済的条件から判断して、前各号の規定する基準の全部または一部を適用することが適当
でないと、略しています、国定公園にあつては、都道府県知事が認めて指定した特別地域に
おいて行われる法第20条第3項各号に掲げる行為については、都道府県知事はそれぞれの当
該基準の特例を認めることができると、こういうこととされておると。この規定により、基
準の特例を定めることによって県より許可をもらえとの説明を受けているんですね。そし
て、ここはまあいいと思いますけれども、許可基準、建物の高さ13メートル、既存15.5メー
トルと書いています。建築物建蔽率等、事前協議において県より承諾を得ている。本申請は、
入札業者との契約後、本申請をする、こういう説明を受けているんですね。私たちは、県と
の協議の上、こういうことでちゃんと許可が出ます、このことによって景観、環境に配慮し
た施設ができますということで、工事請負契約を締結したんです。そして、事業推進の決議
をし、県に対してご協力していただきたいという意見書まで出したんですね。ところが、こ
の記事によると、やや大きめの建物を建てた、県と協議の結果、これは県がその後、立場を

変更したからこうなってきたわけです。私たちは、いわば大変な県の、我々の焼却炉の建設にかかわって、新たな問題を投げかけることによって、議会はもとより、市民の皆さんに対しても大変な状況に追い込まれているわけです。その結果、11億100万円の設計段階における費用の増嵩が出てきたわけです。これをやはりきちっと受けとめて考えなきゃならん、このように思いますよ。いかがでしょうか。この記事の取材を受けた方がおられるんだと思いますけれども、私のこの全員協議会における説明に対する受けとめは間違っているでしょうか。その当時のメモをそのまま落としたものです。それがこういう書き方をされたら、何やったんやと。お答えいただけますか。

西井委員長 市長。

山下市長 記事の中身が正確なのかどうなのか、その記者が誰に聞いたのかわからないですけども、それによって怒っておられるんだということだと思いますけれども、内部でしゃべった人間がいるのかどうかというようなことは、また調べますけれども、その記事が正確じゃないんだったら、市の方からクレームを言えということなのではないでしょうか。我々の思いとしては、議会の皆さん方と真摯に話し合いをしながら、その都度その都度お話をさせていただき、許可をいただけるようにお互いに努力をしてきたという立場ですし、それを議会も、市民の皆さんの大事な税金をむだ遣いしないように、どうやって建築ができるのかということを考えていただいた上で、意見書なり、推進の議決までしていただいたというふうに思っておりますので、何ら立場が変わるといことはございません。今回のその書かれておる記事につきましては、誤記や勘違いされて書かれているところも多かろうと、また、金額の部分に関しましては全く違うところが書かれておるということでございますので、我々が継続費の補正なり何なりで説明しておると全然違うところがございますので、そのあたりにつきましては、また奈良新聞等に対して、違うということは申し入れをしておきたいというふうに思っております。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 一例として取り上げました。一例としてです。何で言うかと言うと、さっき私、平成24年9月7日の全員協議会のでんまつ、説明の中身を言いましたやん。この説明が、最後に、事前協議において県より承諾を得ている、本申請は入札後、業者との契約後、本申請をする、この説明を受けて全会一致で決めたんです。それだけじゃないんですよ。県の方から、地元のやはり熱意が大事だ、このように言われているわけです。そして、その熱意をあらわすために推進の決議をし、そして県に意見書まで届けているんですよ。今、1.0倍で出してきた。一般質問でありましたけれども、この説明を受けて、許可は間違いはないんですよと、前回のいきさつからしたら、私はどう判断したらいいんですか。あなた方との信頼関係において、やはり自治体の事務としてやらなきゃならない、そういうことで覚悟して決めてきたじゃないですか。それが1.0倍になって、「はい頼みます」、こう言われて、今度は県が許可してくれるかもわかりません、今度はそれはわかりません、これはまた裁判です。我々の立場がないですね。どう判断せえと言うんですか。そらもう11億100万円も大きいですよ。これは市民の皆さんにどう説明すんの。「はい、そうですか」となかなか言えないじゃないですか。

だから、私はできるだけやっぱり抑えてほしいし、とにかく地下構造なんていうのは、私も調べてみましたが、東京都武蔵野市、ここに地下2階というのがありました。ほか古いところがあって、それはもうこれから更新していくというふうなところで、現実には地下3階というのは日本でうちだけだという状況ですね。これはこれとして、そこで働く人たち、やはりメンテナンスがきちっとできる、災害にも耐えられる、そういうものをつくらなきゃならないというのは、私はそのとおりだと思います。しかし、これまでのいきさつ、経過からしたら、あなたが提案して、あんた判断してください、そんな大変ですよ。私たちは質疑をする権利があり、表決権がある。議員であるからには表決に参加せないかん。それは厳しい厳しい、重たい判断ですよ。いかがでしょうか。私のこれまでのいきさつ、経過、全員協議会での中身等、間違いがあったら訂正していただきたい。私はただここに書いてあっただけで、平成24年9月15日作成ということまでしています。

西井委員長 ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時19分

西井委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁、市長の方からよろしくをお願いします。

山下市長 先ほど、白石副委員長の方から質問というか、過去からのこの新クリーンセンター、地域循環型社会形成推進事業に対する議会とのやりとりを、今この休憩時間中にいろいろ思い出しておりました。議会の方も、議会全員一致で決断し、推進していただけてまいりました。県とのやりとり等の中で、今回我々が出させていただいておりますことに関しまして、知事と、また関係の部局としっかりと話し合っております。このことにつきまして、我々はこれで許可が得られると確信し、提案させていただいているものでございますので、ぜひご理解をいただき、ご協力を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 市長はそのような答弁というか、説明だろうと、こういうふうに思いますけれども、私が全員協議会でのんまつについて、私がつくったメモで皆さんに披瀝したわけですが、その内容が適切、適正なものだったのか、いやいや全く違うと、そんな説明していないということであるのか、その点、確認したいというふうに思いますし、また、この許可申請は、出して、そして許可がおりるその手順、段取りについて、改めて聞いておきたいと思います。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 市民生活部、芳野でございます。

白石副委員長のご質問でございますが、まず、平成24年9月7日だったと思うんですけども、議会全員協議会の内容でございますが、確かに當麻環境を守る会の方たちが、その年の7月4日だったと思うんですけども、奈良地裁に訴訟を起こされました。その後、各議員に、その内容、特に自然公園法の中身を議員各位に送られまして、その対応に対しまして、全員協議会で、當麻環境を守る会から議員宛てに届いた文書の説明を私がしております。

その辺で、先ほど白石副委員長がおっしゃられました自然公園法の中身などを、議員各位に送られているところの内容を白石副委員長が今説明されたと思うんですけども、それに当たりまして、そこから県との協議を進めていくに当たりまして、その自然公園法を遵守しながら、今後、特別委員会でも協議しながら進めていくというお話をさせていただいたと思うんですけども、その時点ではまだプラントメーカーも決まっておらない状況でございました。その当時、たしか総合評価の落札方式の2回目の途中だったかと思えますけれども、3回目も不落になりまして、一応12月ぐらいには川崎技研から技術提案をいただきました。特別委員会で審査していただき、技術提案に間違いがないということで進める中で、平成25年2月14日にプラントメーカー、川崎技研との契約議決を交わさせていただいた次第でございますが、その時点では、既に県との協議は当然建築の方では進めてまいっております。川崎技研の当初の建築面積が1.7倍だったわけでございますが、そこから県との協議が始まりまして、県協議の中で建築面積の縮小をやむを得なく小さくするに当たりまして、委員会でもる説明しながら協議をしていったわけですけれども、昨年の平成25年9月のたしか19日だったと思うんですけども、県知事判断で最終1.0倍という数字をいただきまして、9月25日の特別委員会の協議会で1.0倍を報告させていただきました。その翌日、9月26日に全員協議会をさせていただいて、全員協議会の中でも1.0倍の報告をさせていただいて、そのときに、できておりましたパース図面を披露させていただきました。そのときから1.0倍の設計を開始したわけなんですけれども、1.0倍の設計ができるに当たりまして、委員会でもる報告をさせていただきながら、ただ、その設計金額がなかなか出てこなくて、できましたら本年の3月議会で出していきたいという思いもあったんですけど、その辺も時間の関係上、今回になったわけなんですけれども、そういう現状でございます。

許可に際しましては、予算を確保させていただきましたなら、後に仮契約させていただき、認めていただければ、本契約させていただいた後に県の自然公園法の許可をいただきたいと。その後に建築確認の許可ももらいまして、建築にかかれるという次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 芳野部長の方から、若干のその当時の経過についてお話をいただきました。確認しておきたい。事前協議において県より承諾を得ている、このように全員協議会で説明しているんですが、どうでしょうか。また、本申請は入札後、その業者との契約後、申請する、これは先ほど説明したとおりです。どうですか。私はそのように書いている。こういうことを残して、私は賛成したんですよ。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 平成24年9月7日の全員協議会の中で、私の答弁で、県庁自然環境課との協議の中では、既存施設の建替えについての承諾はいただいていると申しております。既存施設の建替えについてはと申しておりますが、詳細については、これから業者が決まった時点で詳細設計で進んでいきたいというふうに述べております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

白石副委員長 1.7倍で、そういうふうにいけると、こういうふうに言うているわけやな。

(発言する者あり)

白石副委員長 それはおかしいでしょ、そんなん。ほんだら我々は何を根拠にして議論して、これでいける、勇気ある判断がでけんねん。書いとんで、許可基準、縦、建築物の高さ13メートル、構造物建蔽率等、事前協議において県より承諾を得ている、このように説明を受けているわけですよ。これは先ほど言うたように、8月1日付の市会議員宛てに、弁護士法人やまと法律事務所、兒玉修一弁護士より、奈良県知事に対する自然公園法にかかわる許可を行わないこと等を求める意見書提出に関する資料の送付を受けたわけですね。この意見書に対して、この9月7日にその説明を受けているわけでしょ。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 9月7日の全員協議会の中で私が申しておりますのは、自然公園法の規則にのっとりた基準、例えば高さ制限なり、建蔽率なり等を守ってというところで、そういうふうな数字は申しておりますが、当時まだプラントメーカーも決まっておらなかったもので、それで、先ほども申しましたように、県の方は既存施設の建替えなら法にのっとりたってできますよというふうなところを説明させていただいたと思います。

西井委員長 ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時42分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今、芳野部長から時系列的な説明もございました。ちょうど私、今、自然公園法の話が順次進んできたというときに、この議論に加わることができませんでしたので、ちょっと後戻りするとか、レベルの低い話になるかわかりませんが、新人議員は皆同じことで、そのときに意見書を出したということにも参画されていませぬので、少しその自然公園法というものについて確認をさせていただきたいと思います。

その前に、今ずっと議論を聞いている中で、ここへ来て大変なご努力をいただいたということについて、職員の方にもお礼を申し上げたいし、努力いただいたというのは認めますけれども、それが地下構造にしなければならない、これがクリアする条件だということの中で、今進めようとしているのは11億円が変更契約の金額。地下構造にすることによってふえる、これを、はい、そうですか、と。事務的な手続をやってこられたご苦労に関してはそうかなと思いますけれども、この間も市民の方とというような一般質問をしましたが、これがほんとに説明できるのかどうかというのは私自身、今まだ疑問に思っておるところやし、こんな短時間で話のできる、11億円というお金ができるのかなというふうに思っております。

そこで、自然公園法そのものについて、まずお伺いさせていただきたいと、このように思います。県との協議の中でという分、私、抜けているので申しわけないですね。まずは、国

定公園内の中には建ててはならないと、こういうところから始まって、例外的に既存のものはできる、また、ほかにそれに該当する場所がない場合はできると、こういうふうな認識で私はいてるんですけども、その中で、この前一般質問で、吉村議員の質問の中で、私の記憶ですけども、場所のお話もございました。その中で市長の答弁として、ほかの場所が市長自身が見当たらない、このようにご発言されたのを記憶しております。市長の頭の中にも、ほかの場所というのが言葉であったのかどうかということ、市長だけと違って理事者の方であったのかどうかということをお尋ねしたいのと、もう一つ、探してみたけどほかになかったというのが、私らは会議に出ていませんから、私の臆測か、どこで聞いたのか覚えていないんですけども、いろんな場所を探したというふうに私なりの情報を得ています。その中に、そんな場所は学校とか保育園とか幼稚園とかの近くになってしまうので、半径何メートル以内のところは避けてん、こういうことを私も、ごめんなさい、どなたに聞いたのか、どの場で聞いたのかわからないけども、そういう場所の選定、もう一回やり直す、自然公園法の問題が出てきたときに、そういうことを内部的に議論をしたのかどうか、これをお伺いしたいのと、先ほど白石副委員長よりありましたように、私も思っていたんですけど、地下3階にする、こんな全国にないというお話をされていたけども、本当に全国ほかにないのかどうか、どこか近隣でやっているところがありますというものなのか、どれだけの情報をおつかみいただいているのか、まずそこから教えていただきたい、このように思います。

西井委員長 市長。

山下市長 合併をしてからクリーンセンターを建替えると、老朽化したクリーンセンターを建替えるという話は、合併当初からあった話でございます。そのときに、今、笛堂で稼動しておる新庄クリーンセンター、それと大字當麻の當麻クリーンセンター、これを統合するに当たって、一番最初に出てきたのが、新庄クリーンセンターの場所で建替えようというお話だったと思います。私の前の市長のときからそういうお話があったんだと思いますけれども、私が市長になって、この事業に着手するという事になったときに、大字笛堂の方が、この場所では建設はしないでほしいという申し入れをいただきました。我々、新しいクリーンセンターを建設するに当たっての土地の選定の優先順位は、まず大字笛堂、続いて當麻クリーンセンターがある大字當麻、そこがだめであるならば他の場所をとということでございましたけれども、葛城市が建築にかかわってどのくらいの費用を出していかなければならないのか、用地買収の費用等も含めて、既存の大字當麻で何とかできないだろうかということでスタートしていったということでございます。自然公園法の問題につきましては、当初、平成21年ごろだったと思いますけれども、当時環境課の課長が、先ほど白石副委員長とのやりとりの中でも出てまいりましたけれども、自然公園の中で建築をするに当たって問題ないだろうかというお話を県とさせていただいたところ、既存の建物の建替えであるならば問題ないというお答えをいただいております。地域住民との裁判によってその考え方を考える気持ちはなかったのかということでございますけれども、いろんな思いをいたされている方がいらっしゃると思います。私も副市長も一緒に、反対されている方々と懇談会をさせていただいたり、1人1人お話を聞かせていただく機会もございましたけれども、池の問題、環境の

問題等々、お話をさせていただいて、こちらの方で技術的にクリアできる部分は全てクリアさせていただくということをお約束し、実際に実行してもきておりますし、また環境につきましても、通年で環境、騒音、土壌汚染等、水質の問題も、全て定点観測させていただき、なおかつ、當麻寺の中に奈良大の先生に入らせていただいて測定もし、その結果、全く問題がないという結果をいただいておりますので、これにつきましては、問題ないということで今現在まで進めさせていただいているということでございます。

私の方からの答弁は以上でございます。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 藤井本委員の全国で地下化の事例はないかということで、先ほど副委員長がおっしゃられました武蔵野市が現在建てているようでございます。それから、構造的に一部地下3階というのは結構ございまして、特にピット部分が深い部分と、それから排水処理部分がそれぐらいのところにありますので、地下構造、一部3階というのは結構あるようでございまして、例えば私が調べた中では、近くの檜原市では一部3階ということもあります。私も何度か行ったんですけど、その深い部分までは入っておりませんが、機械の構造上、地下部分になるというのは当然のことでございます。それが2階部分に当たるのか、3階部分に当たるのか、当初うちの方も、3階はもともとの3階部分、一部3階があったんですけども、その部分がさらに深くなって、3階部分の高さと広さが拡張されておりますが、そういう構造は構造上、ほかのところも幾らかあると思います。

以上です。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 お答えが抜けているんです。ほかの場所の選定、確かに市長にご答弁いただいたように、最初は新庄のクリーンセンター、また當麻のクリーンセンター、順番に行って経過を踏んでいるというのは、そこら辺まで私も記憶しているわけで、この自然公園法の問題が出てきて、思っているものがなかなか建てられないとなったときに、まず県に、自然公園法の問題でここしかないねんという何か書類は出されていると思うんですね。それが、ほかも探してんけど例えば小学校の近く、また老健の近くやからあかんとか、そういうものを検討されたのかどうかということを芳野部長に。してないねやったらしないで次へ行きますから、いいんですけども、してもらっていたいなというのが私にはございます。ほかの場所も検討しながらここに来てんというものを出されていると思うので。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 先ほど申されました学校施設とかそういう施設の付近をなくすとかの検討と、笛堂と當麻がそういうところに接していないかとかの検討はしてはしておりますが、他に選定するというのはしておりません。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 わかりました。要するに、ほかの、一番最初の、私も民生水道常任委員会の委員長をさせてもらったときもありました。そのときは、副市長が言わはった第一候補が笛堂で、第二候補が當麻、第三候補はその他やという中で、これはもう最終段階の話になりますので言い

ますけど、第三候補はどこも当たらなかったと、検討もしなかったということで、確認しておきますけど、いいんですね。

西井委員長 市長。

山下市長 交渉の優先順位、プライオリティーというのは、一番目があかんかったら二番目、二番目でオーケーしてもらったらほかを当たる必要がないと思いますので、そのとおりにしたというだけの話です。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ありがとうございます。そういうお答えをいただきましたんですけども、二番目でやっぱり努力せんなんというのか、大きなお金を使わんなんことになったと、これが今議論しているところですよ。10億円余りを、今おっしゃったように一番目から二番目に行った、二番目が結果として10億円以上使わんなんようになった。これ、一番目のとこやったら多分要らなかったと思うんです。このときに、やはり努力は努力でされているけども、その三番目という議論がなかったと、二番目のとこで、そこでもうやっていくねん、こういうところのいわゆる選択肢としてはそれで来られたと、このように思っといういいわけですね。

西井委員長 市長。

山下市長 政治というのは最終的に結果であるというふうに思います。一番目の方がよかったとか、二番目の方がよかったとか、後から言うことはできるかもしれませんが、今現在流れている時間の中で最良の選択をしていくことが、我々に課せられている使命であると思いますので、現在判断する中で最良の方法を我々は選択しております。そこは藤井本委員が考えておられる考え方とは違うのかもしれませんが、そのように我々は判断しているということでございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 何遍も言いますが、努力をしていただいたということについては認めているという中でいろんなことを言うていきますけども、環境省の出している、新しいクリーンセンターを建てるのはこうあるべきだ、あり方についてとか、廃棄物処理の計画はこうなさいよという指針のようなものが出されております。そして、ここで大きなものであるのが、施設として省エネの施設にいなさいよというのと、それ以上に創エネ、エネルギーをつくる施設にいなさいよ、災害対策の時点での強化、いわゆる東日本大震災も踏まえて、つくるエネルギー、発電効率を高めなさいよと、こうなっている。本というか、そういうのを読んでいるんですけど、平成24年度には、その効率の平均、熱を電気に変えるという平均率が16%を、平成29年度には21%に持っていきなさい、5%上げなさいという、今後建てていくところですね、こういう指針が環境省の方で示されております。これからつくっていく葛城市だけでなく、全国でつくられるところはこういう指針に基づいてやられるし、またそれは当然であろうかと思えます。このとこはどうなっているのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

西井委員長 室長。

巽新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽でございます。

ただいまの藤井本委員への回答ですが、うちの熱回収施設、焼却炉の方ですが、一応10%

の熱回収ということで、給湯等、その辺の湯に使うとか、その辺での熱を回収させていただくという計画を立てておりますが、おっしゃられているような発電、50トン規模でございますので、そこまで発電処理であったりとかいうところ辺までは考えておりません。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私が間違ったら言うて下さいね。環境省はそのように、指針として、またあり方についてというのは、特に災害が起きてから、そういうことをしなさいと、こうなっているわけですね。やっていませんと簡単に言われても困るねんけども、それは何かの理由があるんですか。というのは、やっぱり面積的にそれはできなかったというものが想像としてありますけども、自然公園法に一生懸命になりすぎて、こっち側がどうなってんのやと、こういうふうにとめてもらったらそんでいいと思う。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 それぞれ補助事業の採択基準と設置の基準というのは、その年度その年度、採択年度によって変わってくるものでございますけど、この循環型社会形成推進事業につきましても、当初全く、人口5万人と100平方キロメートル、それが基準であって、本来補助対象じゃなかった。しかし、広陵町との循環型社会形成推進事業ではRDFを使わせていただくということで国に申請させていただいたら、頑張る補助事業になったということです。もちろん、そのときの中で、循環型の中で、発電の要望もございました。しかしながら、ごみの量がかんせん、24時間回して稼動するにはいかにも効率が悪い、ごみの量が少ないというふうなことで、向こうの炭化物をうちの補助燃材として使うことで国の基準を満たしておるということで許可を得ております。余談になりますが、2年前、3年前でしたら、東北の瓦れきを処分するというを国に申請すると、今、堺市でも話題になっていますように、国が100%でその回収をしていただいたというふうな市町村もございます。我々もそういう環境に至らなかったのは残念だというふうに現在、反省しておるわけでございます。その年度その年度によりまして、国の基準というものは、その時代時代の背景によって変わってくるもの、我々にいたしましては、この循環型社会形成推進事業の要望に基づきましての国の許可をいただいて対応すると、このようでございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 平成24年度の、私が勉強不足かわからないけど、ごみの量が足りないとかそういうレベルじゃなくて、燃焼に対する率というものじゃないんです、この12%が16%というのは。これが平成24年度の全国平均が16%というのは、新しく建てるところです。だから、これを平成29年度に21%にしなさい、このまま行っちゃると、国が示している指針の半分のもので、葛城市で平成28年、平成29年、その時期に10%と言わはったから、国が21%を示しているということになって、その半分しか発電をしない、回収エネルギーの確保という部分については。私が間違っているのかな。じゃあ教えてください。先ほど10%とおっしゃったから。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 発電能力なんですけれども、基本的には100トン炉でボイラーを設置して、お湯

でタービンを沸かして発電する、しかも24時間運動でないと、お湯を沸かす時間が、毎日温度を上げ下げしなければいけないというところで、うちの50トン炉では16時間炉ですので、非常に効率が悪いということで、基本的には100トン炉、24時間焼却の炉で発電しなさいよということになっておまして、私どもの炉ではそれ以外の熱利用ということで、先ほど室長が申しましたような給湯ないしは空調、それと白煙防止とか、焼却炉に空気を送るんですけども、そこに大体200℃ぐらいの温度の熱風をストーカーの下から吹き上げて熱を有効利用している、それが全体で10%ということになりまして、国の申しております21%とかは、その辺の熱回収率が、ボイラー、タービン発電のその辺を含めて言うておりますので、かなり率が上がっていると思うんですけども、うちの方は目いっぱい10%ということになりますので、よろしく願いいたします。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私は、地下構造にすることの10億円のデメリットが大きすぎる、市民にどない説明したらいいのかなという頭から入っております。この短時間の間にこれの答えを出すということに一生懸命になって、いろんなことも申し上げているわけですけども、例えば、費用がかかるけど熱回収率もこんだけ高いとか、何か欲しいわけですね。しかし、そういうことが見当たらない。見当たらなくて、私が勉強不足やと思うけども、平均は21%やのに葛城市は10%や、その中身は勉強しますわ。せやけども、お金、普通よりもまだこれから10億円もつぎ込まなあかんねんという中で、プラス材料を探しているわけ。ところが、それが見つからへんわけですわ。この短期間の中で、もう少し他の方法はないのかなと。私は時間がかかる、答えをよう出しません、私は今の状況でいうと。この間の一般質問の中で、もう少し市民の方にお話もしていかなんと言った手前、手前というのか、言うのが当然やという考え方の中からいうと、この補正、賛成に努力はするつもりやけど、今回はまだできない状況にあるということだけ申し添えて、もう終わらせていただきたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

藤井本委員。

藤井本委員 議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきまして、反対の立場で討論をいたします。

今も申し上げたとおり、やはり職員のご努力もあるし、ここまで来てんねからという思いもあります。しかし、10億円余りを追加で出すということ、こんな急に短時間で答えを出せるものでもないし、市民にどう説明したらいいのかということも考えなければならぬ。今申し上げたように、何かメリットというものを探してお聞きしたかったわけですけども、それも得ることができませんでしたので、今回のこの継続費のこと、地域循環型社会形成推進事業についてのこの分を指して、反対させていただきます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

市財政を取り巻く状況ということで、先ほど、歳入歳出それぞれ5億4,445万5,000円減額、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ165億2,554万5,000円とする予算でございますけれども、新市建設計画事業として継続的に取り組まれている、先ほどからいろいろと議論いただいております地域循環型社会形成推進事業、新クリーンセンターの継続費52億5,585万円を57億6,180万円に補正、2カ年事業に延長すると、こういう内容で先ほどからいろいろとるご説明をいただいたというところでございます。この主な要因ということでございますけれども、新クリーンセンターの当初技術提案設計から、設計見直しに係る建設費の増額というふうにご理解させていただきました。クリーンセンターの設計に関しましては、市と県が数年かけて協議を重ねておられたという結果でございます。自然公園法を遵守し、景観を重きに、環境に配慮した設計変更ということでこのような結果になったということ。特に、プラットフォームを地下化することによりまして、臭気対策、振動、騒音等も外部から遮断しております。建物の威圧感、圧迫感、これも低減するという、そういう内容であったかなというふうに思います。自然公園法を踏まえた、周辺環境との調和を図る上のデザインと色調になっており、敷地の緑化にも工夫されておるということで、さまざまところが改良されて評価できるというふうに感じます。また、現市の焼却炉、使用しておりますけれども、新庄クリーンセンターは41年目の稼働ということで、新たな施設、早期に交代できるように待ち望まれておるという状況でございます。新クリーンセンターの早期実現は3万6,000市民の思いであるかというふうに思います。新クリーンセンター建設整備事業の推進に当たりましては、市長を初め職員の皆さん、できる限りの努力をしていただきまして、早期実現をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 平成26年度のこの補正予算については、賛成の立場で討論はさせていただきますけれども、特にこのクリーンセンターのことにつきましては、先ほどから議論になっておりますとおり、もろ手を挙げてこの予算を認めるというわけではない、苦渋の選択であるというふうには僕も思っております。ただ、進めてきた中には、僕も多分、初代の新クリーンセンター建設事業特別委員会の委員長をやらせていただいたと思っております。そのときも、いろんな候補地もありましたよ。いろんな苦渋の選択、もともと議員らも住民の方々も思っておられるように、これはそんなもろ手を挙げてどうぞというような施設じゃないというのは、どの大字でもそういうことでございますので、行政側は行政側のしっかりした努力も必要やし、議会は議会としての努力もさせていただいた、その中で、ほかの候補地もいろんなことも話題ではあったけれども、やっぱりいろんな予算等もあつたら敷地を新たに購入してまでというふうなこともあったので、2つの候補地が出てきた。そこにいろんないきさつの中で、今、當麻の方の住民の方々が、反対の方々もその意見それぞれありますから、それはありますけれ

ども、大方の方々が賛成じゃないけれども、苦渋の選択をしてあそこへやっていただいた。ただ、自然公園法というふうなことで、いろんな制約のかかった、その制約をクリアしていくためにこのお金がかかっていっているんやということは理解せなしゃないと思っております。まず合併したときの本来のやらないかんことは、年間、両方ともで、多分メンテ費としては1億2,000万円からかかると思います、両方とで、年間。それで10年やれば12億円のお金がかかってくるし、後はそれがいつまでもつのかというふうなこともあって、合併するときの特例債をきちっと生かす、本来の形、合併でも苦渋の選択をいただいたけれども、やるがためのことをございますので、今いろんな議論の中で、議会として、そのときに議会全員が早期実現という要望書を出したわけで、これ以上まだ何か確実に建設に向かわれないというような事態になったら、やっぱり理事者としても大きな責任をとっていただかないかん。議会としてもその当時の責任は重々感じてやっていかないかんという、ほんとに苦渋の選択をするわけをございますので、そこらをご認識いただいて、この予算に対しては賛成させていただきたい、このように思っております。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

内野委員。

内野委員 議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきまして、私は賛成の立場から討論させていただきます。

市財政を取り巻く状況は依然厳しい中で、本市の平成26年度における一般会計予算規模は165億2,554万5,000円となります。また、継続費補正では、地域循環型社会形成推進事業で、今回の補正により5億5,600万円の増額になります。新クリーンセンター建設整備事業につきましては、一般廃棄物の処理として市町村の責務でもあることから、本市におきましてはなくてはならないものと、重要な事業の1つであります。増額の要因は、国定公園内に建設するという事で、当初計画より更なる景観への配慮を考えた中で、プラットホームを地下にし、リサイクルセンターを取り壊し、ごみピットの横に併設することにより、景観及び作業効率の向上をより考えた施設となっております。増額費用につきましても、去る6月10日開催の厚生文教常任委員会協議会での理事者側からの説明で、妥当であると考えられます。しかし、平成25年度から逡次繰越しがある中で、更なる工期の延長となることから、これらの事業の推進に当たりまして、市長以下、職員の皆さんが一丸となられて、事業の目的達成のために全力を尽くしていただきたい。また、堅実、着実、早期に実行していただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 よろしいですか。討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案どおり可決することに異議ありませんか。

賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第31号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩 午後0時18分

再 開 午後1時58分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。なお、本件につきまして、お手元にお配りしております資料につきましては、委員会終了後に回収させていただきたいということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

本件について理事者より報告お願いいたします。

室長。

巽新炉建設準備室長 新炉建設準備室の巽でございます。

それでは資料に基づいて説明させていただきたいと思いますが、まず、このカラー刷りの資料でございますが、ごらんいただきたいと思いますが。協議会でも一通りは説明させていただいておりますが、この中で特に変わっている点等についてのみ説明させていただきたいと思います。

ページを飛んでいただきまして、建屋工事の6ページをごらんいただきたいと思いますが。6ページ以降が建屋部分の地下部の部分の工事について書いてありますが、7ページをごらんいただきますと断面図がございます。この断面図を見ていただきますと、左側が旧の当初の断面図、右側が現在の断面図という形で表示しております。ごらんのように、この色についてある部分、これがそれぞれ地下部の断面図となります。ごらんいただいておりますように、当初と比較してかなり増大しているというのがこれだけでもわかっていただけるかなと思います。それと、地下3階、地上3階という建物ですが、当初も地下3階、地上3階の建物でした。ちょうど左側の図のプラットホームの底の部分、それからその左側にちょこっと出ている部分、これが排水の処理室みたいなもの、処理層なんですけれども、この部分が当初も地下3階にありました。今回、右側の部分もこのプラットホームの底、それから横の同じく排水処理層、この辺が地下3階にあるというふうに考えていただいてもいいかなと思います。この図面を見ていただきますと、最深部の計画高、いわゆる標高というか海拔という考え方をしていただいたらわかると思うんですが、それが左の方では125メートルでした。ところが、新しい方につきましては117.5メートルということで、海拔でいうたら低くなっておると、地面から見たら深くなっておるという形です。G L、グランドレベルから見ましたら、左の方が地下マイナス10メートルですと、右の方がマイナス14.5メートルですとということで、14.5メートル深くなっているという考え方でございます。そのために何が変更になってきたかと言いますと、掘削するときの土質が中硬岩へと変更になっておるとい

こら辺でございます。それと、地下構造となったため、プラットホーム等につきましては、やはり土圧に耐えるために、当初、地上部であれば鉄筋コンクリートづくりだったのが、鉄骨、鉄筋コンクリートづくりという形での変更となっております。この辺も費用のかかる要素となっております。それとピットの部分ですが、これが、できるだけ浅くするためにツーピット方式ということで、前後に分けて真ん中に壁を設けております。これを設けることによって、前から壁の後ろの方に持っていけばかなりごみが積み込めるという形で、ツーピット方式をとらせていただいております。そのような変更となっております。それと、余談ではございますが、朝から白石副委員長の方から武蔵野市の例とかいう形で、地下のプラットホームのある事例として挙げておられたと思いますが、私が手に入れていた資料を見させていただきますと、武蔵野市の施設の場合は地上の高さで19.5メートル、地下部で20.8メートルの深さがあるというような形で、図面の方を見ておりましたらそういうふうを書いておりました。ですので、うちの分と比べても、高さは高くて深さは深いというような形になっております。参考までですけども。

それと、あと、一番気になる点でございますが、23ページまで申しわけないですが飛んでいただきたいと思っております。特に地下構造になったために皆さんが一番気にされていたのが、働く人々、また、そこにごみを捨てにこられる住民の方々の安全対策というようなところかなと思っております。特に安全対策面についてご説明させていただきたいと思っております。まず、地下ということで、プラットホームがやはり暗いのではないかなというようなイメージを持たれると思っておりますが、上部に明かり取りを設けて自然光を取り入れるとともに、当然それなりの照明を併用して明るいプラットホームにしていきたいと思います。また、換気が十分でないんじゃないかというようなことのないように、十分な換気ができるように設計しております。また、作業員の避難経路、この辺がやはり地下構造になっているので心配いただいておりますが、あくまで2系統の避難経路を確保して、また、補助照明等による安全確保の方にも努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、リサイクル面でございますが、局所集じん、やはりほこりが出たりとかいうこともありますので、局所集じんによる粉じん対策、また、高速破砕機等でボンベ等が仮に混じっていたときに爆発等の可能性もございますので、その辺の防爆対策ということで、当然、人が入って作業はしない形になっておるんですけども、万が一爆発しても、爆風口が上に設けられていて、施設とか、またその辺に被害がないような形の設計となっております。

それと、あと、プラットホームについては、トンネルから入る形になりますので、中の状態がわかりにくい状態になっております。そのため、混雑防止用のために、トンネルの入り口に信号機をつけて混雑を防止するというような形をとらせていただきたいと思っております。その辺で十分な安全対策を行った中で、地下でも安全で安心した施設という形で、働く方、また市民の方に安全対策をとってまいりたいというふうに考えております。

粗い説明になりましたが、ポイントを絞って説明させていただきました。

それと、もう一つの資料でございますが、葛城市クリーンセンター建設設備工事変更内訳ということで、再度その金額の説明だけ、もう一度させていただきたいと思っております。今回、

増額部分の何がどう変更になって増額になったのかという根拠だけ、もう一度説明させていただきます。

まず、順番に上から申し上げますと、工事造成としての金額ですけれども、これにつきましては、敷地造成として、造成レベルを変更して3メートル下げしております。そのために軟岩層というのが出てくるんですが、それと、あと、残土処分が発生するという形になりますが、造成面積を縮小して、また伐採面積を当然縮小しましたので、その辺につきましてははふえる部分もありますし、またマイナス部分もございまして、その辺でプラマイゼロで増減なしという形で対応しております。

それと、次に、下の建築工事としてですが、まず地上部分として、熱回収施設の部分につきましては、建築面積を1,400平方メートルほど削減しておると。これにつきましては、地下に入っておりますので、その分費用が安くなりまして、3億4,000万円程度の減額と。それから、リサイクル部分でございまして、当初は旧施設を利用するというで考えておって、建築工事は考えておらなかったわけですが、合棟するというで、熱回収施設内に新たに建設すると。それと、逆に剪定枝、チップのヤードを削減する形になりましたが、差し引きとしては3億2,000万円の増加となります。トータルにしますと、プラスマイナスで2,000万円の減額という形になります。

それと、一番大きく変わる地下部分の建設工事でございますが、これにつきましては、プラットホームが地下2階へ、更に入り口のトンネルの新設、また、ごみピットもツーピット方式へと変更したと。また、煙突も地下へ入れるということになりますので、10メートル伸びると。また、灰とか固化物のピットも新しくつくると。それから、その他、地下に伴い掘削土量も大幅にふえておって、熱回収施設としては3億600万円の増加になると。また、リサイクル施設につきましては、当初見込んでいなかった建築工事が新たに必要となり、その他、消防関係であったり、換気、電源設備関係の増額分として5億400万円の増額。熱回収の部分を含めると、地下部分の建屋の部分で8億1,000万円の増額となります。

それと、続いて、ページをめくっていただきまして外溝工事でございますが、これにつきましては、洪水調整池の設置であったり、それと、当初予定しておらなかった旧リサイクルセンターの解体、また、位置が変わったために地下構造物の撤去が必要となったりとかいうことで、2,000万円の増額となっております。

それと、最後に、機械設備工事の方でございますが、熱回収施設として機器の据え付け費用が増額したり、また、クレーンであったり、消臭剤の噴霧、また、脱臭力装置の能力アップ、それから煙突内筒の延伸、ハイクレーン等の設置等による増額、また、減額としましては、灰、固化物バンカの削除、また、ピットの汚水処理の変更であったり、クレーン操作室、窓の洗浄装置の変更とかによりまして、差し引きしますと2億4,000万円の増額となっております。リサイクル施設としては、高速破砕機等の能力アップによる増額がある一方、低速破砕機、計量器、剪定枝の破砕機、処理ホッパー等を削減しましたので、リサイクル施設全体としては3,100万円の減額となっております。合わせまして、機械工事全体では2億900万円の増額となっております。そして、全て合計いたしますと、税を入れますと11億52万円の増額

となるというような内訳となっております。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などはございませんか。

副委員長。

白石副委員長 この間、協議会等でご説明いただいた経過がありますので、あとは先ほど来の議論、あるいは藤井本委員の質疑の中でもあったように、地下構造のある、これから葛城市が建設しようとしている地下3階にごみ焼却炉の本体部分が半分ぐらい入るわけで、そういう構造を持った施設、規模はいろいろあると思うんですが、先ほどの説明では、当然ピットは最初から地下構造になるのが当たり前ですから、やはりごみ焼却施設の本体が地下構造になっている、あるいはリサイクルのラインそのものが地下2階とか、そういうふうな構造になっている施設、その施設で一番近いのが武蔵野市ということで例を挙げたわけですが、しかし、武蔵野市自身が市役所の隣にあるというような、全然、環境に配慮したというよりは景観に配慮したというぐらいの話で、何で地下構造にしたんやというたら、匂いとか、見渡したときに余り目立たないようにするというふうなことでそういうことをしてあるんであって、うちは必要に迫られて、投影面積が1倍しかあかんと言うさかいにやっているわけで、全然動機も理由も違うわけですね。余り見る価値はないのかなというふうには思いますけども、やはりこういう例があれば参考にしたいというふうには思っているわけで、今のところ武蔵野市ぐらいで、私も一度行ってみようというふうには思っていますけども、ほかにそういう施設があるんでしたら、規模にかかわらず確かめていただきたい、このように思います。やはりこれは最低30年、稼動していかなければなりませんし、そういうことからしたら、設計業者あるいは施工業者に最善の努力をしていただいて、安全・安心なものをつくっていただけたらと思うわけですが、やはり我々も後世に責任あるものをつくらなきゃならないというふうに思いますので、その点、ぜひお願いしておきたい、このように思います。

西井委員長 市長。

山下市長 より安全で、より効率のいい、また長くもつものをとるという思いは同じでございます。他の先例や、国内でそういうことができる、また例になるようなものがあるならば、我々もその情報を収集し、また、その情報を議会と共有しながら、見に行けるところであるならば、また視察等も含めて参考にさせていただくということをお約束というか、共通の検討事項にさせていただく、というふうに思っております。

西井委員長 増田委員。

増田委員 確認とお聞きしたい部分、2点ほどございますけど、1ページのところに、こういう右と左と比較対照していただいております。先ほどのA3の資料にも変更内容と、先ほどから11億円の変更についてのご説明ということで、私、ずっと伺っていたんですけども、新人であるがゆえに、当初の計画というものを余り把握してございません。私、ずっといろいろと聞かせていただいていたら、どうも議論の焦点が私と合わないんです。なぜかと言うと、私の解釈は、先ほど市長がおっしゃられていたように、笛堂とそれから當麻が2つあって、笛堂の反対があったということ、地域が一応決定といいますか、内定といいますか、當麻でしよ

うと、こういうことで進められた。時間、いろいろと設計も企画されて、最終的にこの図の1ページの右側の施設に、地域の条件を満たす建物、条件として、景観に配慮したり、それから騒音に配慮したり、いろんな当麻に合った条件を備えた施設がこの右側にある図であると、こういうふうに解釈させていただいています。だから、左とどうやこうやとか、11億円高くなったとか、そういう議論より、右側の施設をつくるとすればこれだけの費用がかかると、こういうふうに私なりに理解させていただいているんですけども、もし間違っていたらご訂正よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、前にも煙突のことを聞いたんですけども、先ほどの説明で煙突が10メートル伸びると、こういうふうに説明されたように記憶しているんですけど、地下に下がった分、13ページの断面図を見ると、蒸気の出る場所が地下に下がっておるんですけども、蒸気の出る場所から煙突の一番上までの位置が、左より右の方が長くなっているんですけど、というのは、もっと短くしてもええん違うかな、ならんのかなと、景観のことを配慮するなら、これはいろんな燃焼効率の問題とかがあって、長くした方がよく燃えるとかあるかと思ひますけど、そこをわかりましたらご返答いただきたい。

以上です。

西井委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 増田委員のご質問でございます。

まず1点目、1ページ目の建物を見ていただいてということで、左側、もともとの川崎技研の技術提案、そもそも設計は性能発注でございますので、プラントメーカーが設計して工事まで施工するという性能発注方式でありまして、契約後に設計をしていただいたのがこの分でございます。もともとの設計金額はおよそ50億円、それが現在、建てたら右側で61億円、こういうふうな解釈になるかと思ひます。50億円が、契約のときには45億1,080万円だったんですけども、今後契約するに当たっては、当然そういうふうな割合では契約させていただくんですけども、増田委員がおっしゃっておられるのは、こいつは幾らで、今建てるとしたらというふうなことをおっしゃっておられるのかなという解釈をさせていただいております。まさに性能発注というやり方でありまして、そういう考えであるのかなという思ひでございます。

それから、先ほどの煙突の件なんですけれども、煙突の出口が、高さが地盤から40メートルというところで、おっしゃいますように、途中から上げますと煙突の地下部分は小さくなるんですけども、そこまでは何らかの形で持っていかなければいけないというところで、一番近いところから排出しているのがこの形になっているという設計でございます。もともとの煙突は37メートルという記載がございます。新しい方は40メートル、これがもともとの地盤高、それを3メートル下げさせていただいておりますので、煙突の排出口はもともとの海拔と同じ高さということの記載でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。煙突はそういうことで、短くならないということですね。

もう一度、言い方を変えますけども、この右と左の図というのは、地元のいろんな条件に

配慮していない建物と、右は地元の条件に配慮した建物と、こういうふうに理解したらよろしいですか。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 大字の要望はいろいろございます。当然、国が示しております安全基準をクリアすることが大前提になりますし、我々が設定しております業者に対しましての環境基準は、それより更に厳しいものを提示させていただきまして、地元にも説明させていただいておりますので、地元からは、当然のことながら環境に配慮した建物であるということということも協定書の中にうたわれております。しかし、それを現実には最大限配慮させていただいた部分が、当初の契約の中にも盛り込まれております。しかしながら、今回の計画変更の大きな問題につきましては、自然公園法の法律の趣旨に十分配慮した中での最大限の今現在配慮させていただきました計画と、このようにご理解いただけましたら結構かと思えます。

それから、煙突の高さでございますが、それは排煙をする部分の環境アセス、いわゆる海抜何メートルに対します気流、その辺を考慮いたしました中での設定でございます。今現在、地下部分に掘り下げた部分につきましては、当然その部分の煙突の長さが長くなるというふうな状況になってきておるのは現実でございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 左も配慮しているというふうにおっしゃられましたけども、私、以前の委員会でも変な表現をしたんですけども、右の方が何かやぼったい、うっとしい色やなど発言をしてしまいましたけども、要するに、左のこういう明るい色を景観にそぐう色に変えられたということやというふうに聞いた覚えがありますので、全ての条件が、自然公園法、それから地元の景観、騒音等も全てクリアする形でこういう形になったというふうに理解しています。だから、これ以上もし不都合、要するに、先ほどご心配されている県の段階で認可がないというようなことは恐らくないであろうというふうに想定させていただいているんですけども、これ以上のいろんな条件があるような要素はあるのか、ないのか、それだけもう一度お尋ねいたします。

西井委員長 副市長。

杉岡副市長 裁判の中での判断になろうかと思えます。しかしながら、あの中で我々が理解させていただいておりますのは、環境に対しての享受する、環境から受ける阻害する要因については争う権利があるという、いわゆる適格条項は認められておるわけでございます。しかしながら、どういうふうな形でそれが悪影響を及ぼすか、相手方に及ぼすかということは、我々は明らかにそういうことはないだろうというふうに、環境基準につきましてもクリアしておりますし、もともとこの施設につきましては、今まで旧の施設につきましても、そばまで行かなければ見えないところではないというふうに自負しておりました。また、先ほど増田委員もおっしゃっていますように、色彩につきましても、我々は、これは業者の提案ですけれども、あそこは外部からも真上からしか見えないという立地条件でございますので、こういう明るい1つのクリーンなイメージも含めて、いいかなというふうに是認しておったわけございま

すが、今、なおさらこういうふうな色合いを、付近との調和を図るための変更をされて、よりよいものに変更になったと、このように自負しております。

以上でございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

白石副委員長 増田委員の質問に答えて、芳野部長がお答えになりました。性能発注というのは当たり前の話で、そのことを前提にやってきているわけでしょ。そのための性能発注は、一定の条件をクリアした上で、25トン炉2つの性能を発揮できるように、環境にも自然にも影響のないようにということをやっているわけです。性能そのものは、地上であろうが地下であろうが、その性能さえ発揮してくれたらよろしいやんねん。しかし、そういうことではなくて、他の外部要因によってこういうことになっているわけだから、そこはきちっと見てもらわないと、この奈良新聞の記事と同じ立場じゃないですか。これからもっとよりよいというたら、0.5倍にしまんのか。私たちは少なくとも、そういう自然的な、あるいは公園法という法律の中で、そういう限られた条件の中で、そのときには一番ベターな選択として条件を決めて発注したんじゃないですか。そういうことを午前中で議論しているんですよ。全くわかっていただけていない。別に答える必要はありませんけども、そのように受けとめました。

西井委員長 市長。

山下市長 芳野部長の表現、また発言等について、私も聞いておまして、適切でない部分等もあろうかと。しっかり指導してまいりながら、先ほど副市長が申しましたように、苦渋の選択をし、それを議会にお認めいただきながら進めておると。当然、性能はあって当たり前の話でございますので、言葉にできない表現の部分というのも十分に理解していただきながら進めておるということを我々は認識しておりますので、もし訂正する部分がありましたら、また後ほどおわび申し上げ、訂正させていただくというふうに思っております。

以上でございます。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、葛城市学校給食センターについてを議題といたしますが、本件につきまして理事者より報告お願いいたします。

部長。

田中教育部長 教育委員会、田中でございます。

それでは、葛城市学校給食センターの現在までの経緯と、今後の予定の方を報告させていただきます。

4月9日水曜日の厚生文教常任委員会以降の経過でございます。業者選定委員会の方を経まして、4月14日に公告を行い、総合評価一般競争入札を6月4日に執行し、4社の応札の

中から村本建設株式会社が落札されまして、仮契約の方を結びました。6月10日の厚生文教常任委員会協議会の方ではこの旨を報告させていただいております。

その後の経過と今後の予定でございますが、現在、業務の委託に向けましての仕様書の方を作成中でございます。

次に、3点のご説明をさせていただきます。

まず1点目でございます。6月5日に市のPTAの役員会の方に説明にまいりました。この役員会の中では役員がほとんど改選で交代されまして、会長は留任でございましたけれども、また昨年度の経緯の方を、新しい役員へ経過のご説明をさせていただいております。また、業務委託につきましては、PTAが了解いただきまして、その後、議会の方でも了承いただいたということの旨を報告させていただきました。それから、次に、業者選定にかかわって、今後、仕様書なりいろんな方法をつくっていくわけでございますけれども、やはりPTAからのご意見の方もいただきたいということで、その辺の提案とか意見の方をいただきたいというふうをお願いをしました。それから、保護者向けのアレルギーの説明会の方を実施予定させていただいているという、そういうことを説明させていただきました。

次に、2点目でございます。現在の給食調理員の方への意向調査の方を予定させていただいております。これにつきましては、両センターの職員の方に説明会をさせていただいて、アンケートの調査を行わせていただいた後、集約しまして、個別面談をして、それぞれのいろいろな雇用等希望の方を聞かせていただきたいと思っております。

次に、3点目でございます。いよいよ秋以降に、こういった業務委託に係ります業者選定の方に着手したいという考えがございますので、今後9月以降に、いつかの時点で予算の補正の方の検討をさせていただいております。

以上、3点でございます。報告させていただきました。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などはございませんか。

副委員長。

白石副委員長 本委員会と午前中の委員会において、学校給食センターの建設にかかわる工事請負契約が一応可決された、本会議の決定をこれから求めるということで、これはこれとして、進められるということについては何ら問題ないというふうに思っています。

この間、私は、部長から説明があったように、部分的に業務委託をいていくということについてはいろいろ調査もし、また、そのことによる職員の処遇について、やはり研究しなければならぬということに来ています。このことが、この委員会、委員会協議会において報告を受けたということでもありますので、今後、委員会としても、私としても、業務委託の問題、職員の待遇等の問題については十分調査、検討し、対応していきたい。調理員たちのご意向も聞きたいし、また、PTAの方々のお話も聞いてまいりたい、このように思っています。そのことが、単に部長から説明、報告を受けて、それを了とするということではなくて、委員会みずからが、これらの運営をどうしていくかということについて責任ある決定ができるようにしていきたい、このように思います。さらに、業者選定についてもそのように受けとめて、できるだけ早くこの委員会において最もベターな対応ができるようにしていきたい

というふうに、私として思っているんです。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、事業の進捗に伴い随時委員会を開会し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業について及び葛城市学校給食センターについては、議長に対して、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査項目は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時40分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 西 井 覚